

フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧 (平成 24 年度上半期分)

番号	質 問	回 答
1	政治団体の会計責任者、実際の事務処理をしている事務員さんに対する説明会等の実施予定はあるのでしょうか。	政治資金適正化委員会としては、実施予定はありませんが、総務省の関係課から必要に応じて指導や説明会を実施しております。
2	領収書のコピーを発見するには、現在非常に技術が精巧になっておりますので見破るには難しい状況です。良い実例がありましたら紹介してください。	政治資金監査においては、領収書等を含め、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、その現物を確認しなければなりません。 また、その場合、必要に応じて会計責任者に対しヒアリングを行うことについては差し支えありません。
3	口座引落によるコピー機の年間メンテナンス料(毎月月末引落)について、徴難明細書に12回分を記載し、適正に処理していると監査人が認めた。後日、収支報告書等を当県の選管に提出したところ、誓約書等確認するための書類の提出を求められた。各県で扱いが違うようだが、総務省あるいは適正化委員会として、選管担当者への周知等の施策はとっておられないのでしょうか。	所管庁は、収支報告書等に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該報告書を提出した者に対して、説明を求め、又は当該報告書の訂正を命ずることが法で規定されています。 なお、政治資金適正化委員会としては、制度等の変更が生じた場合、所管庁の担当者にその変更内容を個別の連絡や説明会等を通じ周知しています。
4	領収書を発行して頂けないものがあります。現在では「亡失」として取り扱っていますが、対応はこれでよろしいのでしょうか。	領収書等を徴し難い事情がある場合には、領収書等を徴し難かった支出の明細書の作成を求めます。 なお、徴難事情はないものの、領収書等を徴取・保存していないことにより、支出の状況が確認できないものについては、領収書等亡失等一覧表のとおり当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めます。

5	<p>明細書についてどういう場合必要となるのでしょうか。</p>	<p>明細書とは、次に掲げるものをいいます。(法第10条)</p> <p>① 政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受けた者が会計責任者に提出しなければならないとされている寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日を記載した書面</p> <p>② 政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者が会計責任者に提出しなければならないとされている支出を受けた者の氏名及び住所を記載したもの並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面</p> <p>③ 政治団体のために寄附のあっせんをした者が会計責任者に提出しなければならないとされている当該寄附をした者及び当該寄附のあっせんをした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附のあっせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した書面</p> <p>④ 政治団体のために政治資金パーティーの対価の支払いのあっせんをした者が会計責任者に提出しなければならないとされている当該対価の支払をした者及び当該対価の支払のあっせんをした者の氏名、住所及び職業、当該支払われた対価の金額及び年月日並びに当該対価の支払のあっせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した書面</p>
---	----------------------------------	--

6	1件1万円超の1件について具体例を教えてください。	<p>政治資金規正法第12条第1項2号に、一定の支出について「1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）」について、収支報告書で報告することと規定されております。</p> <p>この意味は分割払い等であっても、その合計金額により、収支報告書に明細を記載するかどうかを判断することになります。</p>
7	政治資金規正法施行規則の改正後に「振込明細書に支出の目的が記載されている場合」とありますが、この場合は領収書とならないのか。	<p>領収書等は支出の目的、金額、年月日が記載された支出を証する書面であり、支出を受けた者から徴収する必要があります。</p> <p>詳細はフォローアップ研修の説明資料4ページのV-41で御確認ください。</p>
8	支出が0円のため、会計帳簿の作成がなされていない場合の監査の必要性について。	<p>支出が計上されていない政治団体であっても、政治資金規正法上、会計帳簿を備え、収支報告書を提出することとされております。政治資金監査では、会計帳簿と収支報告書に支出が計上されていない状況が表示されていることを確認する必要があります。</p>
9	政治資金監査の中で、何名が実際の政治資金監査を行っているのか。	<p>政治資金適正化委員会において、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の正確な数は把握していません。</p> <p>平成22年度に当委員会において実施したアンケート調査では、3528人の登録政治資金監査人のうち、2029人から回答をいただき、そのうち530人が政治資金監査を行ったとの回答がありました。</p>
10	官報に掲載してあった新規設立届出政治団体に手紙を出したところ、「住所不明」として返送された。委員会は届出受付、特に届出住所地と実態を確認すべきではないか。	<p>政治資金適正化委員会は政治団体が届け出た内容について、その実態を確認することはありません。</p> <p>なお、政治団体の設立後に届出事項に異動があった場合には「届出事項の</p>

		異動届」を、政治団体が解散した場合には「政治団体解散届」をそれぞれ提出することとされており、当該届出があった場合には官報等にその事実を掲載することとされております。
1 1	<p>切手の無償提供があった場合、切手の寄附も（時価＝額面）税務署に寄附金控除の対象になると言われた。</p> <p>そこで寄附金の無償提供と言うより現金と同等と考えられないか。</p> <p>なお、両建てでもいいとは思いますが、支出の際、収入にも計上するとすると資金の動きを正確に示していないのではないのでしょうか</p>	<p>無償提供を受けている場合の収支報告書の詳細な説明については、フォローアップ説明会資料の 46 ページに記載されているとおりであるが、ご質問の現金と同等と考えられないかということに関しては、現在の取扱いでは、同等と取り扱っていない。</p> <p>また、資金の動きについては、政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、①基本的に現金の流れを記載しつつ、②政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的を有していることから、このような記載方法としています。</p>
1 2	<p>総務省で各政治団体(対象団体のみ)へ統一会計処理のできるプログラム設定済の会計ソフトを安価にて販売され各会計責任者にそのソフトを使用することを法定義務化してはどうか。</p>	<p>総務省モデルの会計ソフトは、総務省ホームページ「政治資金関係申請・届出」の「収支報告書を作成するエクセルソフト」から無料でダウンロードできます。</p>
1 3	<p>ポイントやマイルなどで還元される場合、それをどのようにとらえたらよろしいのでしょうか。</p>	<p>ポイントの利用に伴い提供される特典は、各企業の作成する約款等において定められ、その内容は多種多様であるため、その捉え方も個別のポイントごとに検討する必要があります。</p> <p>例えば、家電量販店が購入金額に応じ特定の割合で付与し、次回以降の値引きに利用できるポイントについては、政治団体が、政治団体の有するポイントにより値引きを受け、物品等を購入した際は、値引き後の価格で商品を購入した旨を会計帳簿及び収支報告書に記載することで差し支えありません。</p>